

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成))

計画変更届 提出書類一覧表

中小建設事業主団体用

「実施日」「実習内容」「講習実施機関名(主催者名)」「実施場所」「支給対象者数(増加の場合)」に変更が生じた場合は事前(※注)に変更届の提出が必要です。

※注:技能実習の開始日が変更になる場合は、当初計画していた訓練実施日もしくは変更後の訓練実施日のいずれか早い日の前日まで

【注意】 変更後の技能実習の開始日は、当初の計画届の届出日の1週間後から2か月後までです。

【注意】 当初の計画届の提出日から2か月を超える日に技能実習を開始する場合は、新たに「計画届」の提出が必要です。

提出先 : 千葉労働局職業対策課分室 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5F TEL043-441-5678

又は 管轄のハローワーク

【注意】

計画届の提出だけでは、助成金の支給はできません。

助成金の支給を受けるためには、**技能実習を終了した日の翌日から起算して2か月以内に、別途、支給申請書を提出**する必要があります。

支給申請の提出書類は、「支給申請 提出書類一覧表」でご確認ください。(千葉労働局ホームページ掲載)

事業所名

No.	提出書類	留意事項	提出枚数(枚数)		
			事業主	HW	労働局
1	・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成))変更届(建技様式第2号)	・最新様式は厚生労働省ホームページをご確認ください。			
2	・受理番号が記載された計画届(建技様式第1号の2)の写し	・千葉労働局から郵送されたもの。			
受付年月日 年 月 日 書類確認者 HW 局					

※ 上記以外にも必要に応じ、書類の提出を求める場合があります。

※ 様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

千葉労働局職業安定部職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

(R7.4)